

## 所得段階別介護保険料一覽

所得段階	対象となる方	平成30年度保険料		令和元年度保険料	
		調整割合	年間保険料	調整割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.45	28,620円	基準額 × 0.375	23,850円
	本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方				
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.75	47,700円	基準額 × 0.625	39,750円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.75	47,700円	基準額 × 0.725	46,110円
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	57,200円	同左	同左
第5段階	住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額	63,600円	同左	同左
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.2	76,300円	同左	同左
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額 × 1.3	82,600円	同左	同左
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 × 1.5	95,400円	同左	同左
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満	基準額 × 1.7	108,100円	同左	同左
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1000万円未満	基準額 × 1.8	114,400円	同左	同左
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上	基準額 × 2.1	133,500円	同左	同左